

# 特定非営利活動法人パルテラ

## 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人パルテラと称する。

#### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を、東京都新宿区西新宿三丁目3番13号 西新宿水間ビル6階に置く。又本法人は、必要に応じて従たる事務所を設置することができる。

#### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に将来の社会を担う全国の若者を対象として、主権者教育の推進を目的とした出張授業、講演会、ワークショップ等の開催、政治・社会の仕組みや公共課題に関する教材・コンテンツの制作及び提供、並びに学校、地域、各種団体等と連携した学習機会の創出に関する事業を行い、政治や社会を自らの問題として捉え、主体的に考え判断し行動する力を育成することで、政治的無関心や情報格差の解消を図り、多様な意見が尊重される健全な民主主義社会の発展に寄与するとともに、将来にわたり持続可能な社会の形成に貢献することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1. オンライン教育プラットフォーム事業
2. 対面教育活動事業
  - 出張授業プログラム、ワークショップの実施
  - 地方議員または国会議員との交流会・講演会の実施
  - 高等学校の「総合的な探究の時間」における教育実践を支援
3. 社会課題に関する情報発信事業
  - 社会課題への关心と理解を高める情報発信活動
  - 政治の仕組みや選挙制度に関する偏見や誤解の解消に向けた啓発活動
4. 調査研究事業
  - 生徒・学生・教師・教職員などを対象とした政治意識調査アンケート・分析
5. その他目的を達成するために必要な事業

---

## 第2章 会員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

---

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3～7名

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1～2名を代表理事とし、2名以内を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に自己あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 指定のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- 4 役員が職員を兼ねる場合には、その職務内容に応じて職員給与を支給することができる。

---

## 第 4 章 会議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10)解散における残余財産の帰属
- (11)事務局の組織及び運営
- (12)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によって、事前に通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができます。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の議決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることのできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
- 

## 第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

---

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事又は理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れやその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

---

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

---

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

---

## 第9章 雜 則

(細 則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

---

## 附 則

1. この定款は、本法人の成立の日から施行する。
2. 設立時の役員は次のとおりとする。

代表理事 大沼純平

代表理事 福田煌介

理事 松本夏湖

理事 山本珠緒

監事 松岡クリフォードケン

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年7月31日までとする。
4. 初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和9年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画書及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人・団体) 3000円 賛助会員(個人・団体) 1000円

(2) 年会費 正会員(個人・団体) 8000 円 賛助会員 (個人・団体) 0 円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 パルテラ

## 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

## 2 役員一覧

|    | 役名 | (フリガナ)<br>氏名 | 報酬の有無 | 役職名等 |
|----|----|--------------|-------|------|
| 1  | 理事 | オオヌマジュンペイ    | 無     | 代表理事 |
|    |    | 大沼純平         |       |      |
| 2  | 理事 | フクダコウスケ      | 無     | 代表理事 |
|    |    | 福田煌介         |       |      |
| 3  | 理事 | マツモトナツコ      | 無     | 理事   |
|    |    | 松本夏湖         |       |      |
| 4  | 理事 | ヤマモトタマオ      | 無     | 理事   |
|    |    | 山本珠緒         |       |      |
| 5  | 監事 | マツオカクリフォードケン | 無     | 監事   |
|    |    | 松岡クリフォードケン   |       |      |
| 6  |    |              |       |      |
| 7  |    |              |       |      |
| 8  |    |              |       |      |
| 9  |    |              |       |      |
| 10 |    |              |       |      |

# 特定非営利活動法人 パルテラ 設立趣旨書

## 1. 趣旨

近年日本社会では、若者を中心とした政治参加の少なさと、SNS の普及によるポピュリズムや対立の進行という二つの課題が同時に発生しています。特に10代、20代の投票率の低さは顕著で、その背景には政治に対するネガティブイメージや不信感、政治をタブー視する風潮があります。このような状況をもたらした主な要因として政治教育の在り方があります。日本の政治教育では、政治的中立性を過度に意識され、現実の政治的事象を扱った実践的な学びが少ない傾向にあります。制度や仕組みといった知識の学びに終始し、生徒が主体的に対話や議論を行い、政治を「自分事」として捉えることが難しい現状にあります。SNS の発展は、市民が政治にアクセスするハードルを大きく下げました。しかし同時に、過激な発言や誹謗中傷、目先の成果や感情的な議論による対立や分断の扇動をもたらしたという侧面をもちます。また、SNS の特性により有権者が偏った情報を入手し、意見を過激化させてしまうという問題もあります。このような状況は、健全な民主主義の機能を揺るがす大きな問題であるといえます。市民一人一人が、社会に主体的に関わり、未来を考え合意形成を図るために、対話や学びと実践の機会の提供が急務となっています。

## 2. 活動概要

私たちは、若者から社会人まで幅広い層を対象に、次のような活動を行います。  
学校・地域・企業と連携したワークショップや講演会の開催、オンライン教材やアプリを活用した学習機会の提供、政治や社会課題に関する対話の場やディスカッションフォーラムの運営、市民が自ら考え、行動するための実践プログラムの実施  
これらを通じて、社会課題に主体的に取り組む人材を育成し、参加型社会の実現を目指します。

## 3. 法人格が必要になった理由

私たちが団体として活動していくうえで、下記の課題を解決する必要があります。  
行政機関や教育機関と協定を結ぶための信用性の確保助成金や寄付金を受け入れるための制度上の制約  
イベント運営や教材開発における契約・雇用関係の必要性  
これらを解決し、より安定した活動基盤を築くために法人格が不可欠となりました。

## 4. NPO 法人を選んだ理由

私たちの活動は、営利を目的とするのではなく、あくまで「公益性」を軸としています。そのため、株式会社などの営利法人ではなく、次の点において適している NPO 法人を選びました。公益性を明確に打ち出し、社会的信頼を得やすい税制や助成制度を活用し、持続的な活動を可能にするボランティアや市民参加を促進しやすい柔軟な仕組み

## 5. 申請に至るまでの経緯

私たちは 2025 年 7 月より、問題意識を共有し、学生団体の設立を試みてきました。しかし、教育機関や行政機関との連携やアプリ開発において、学生団体として活動すると信用性の確保や資金調達の面で困難に直面することが見えてきました。法人化することでどのような問題を回避し、円滑に活動を行う体制を整えるべきと判断いたしました。  
こうした経緯から、私たちは特定非営利活動法人として一歩を踏み出し持続可能な形で社会課題の解決に取り組むことを決意しました。

2025年 11月 20日

設立代表者

氏名 福田煌介、大沼純平

## 令和8年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人パルテラ

## 1 事業実施の方針

令和8年度は、若者の主権者意識の向上を目指し、関東圏の中高での出張授業や議員との交流、探究学習支援を柱に展開する。同時に教育アプリ開発やSNSでの情報発信を通じたデジタル基盤の構築により、社会課題への関心を広範に喚起する。さらに意識調査に基づいた知見を反映させ、対面とオンラインを融合させた質の高い教育・啓発活動を多角的に推進する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1630 】千円 )

| 定款に記載された事業名       | 事業内容   | 日時                      | 場所         | 従事者人数 | 受益対象者範囲     | 受益対象者人数 | 事業費(千円) |
|-------------------|--|-------------------------|------------|-------|-------------|---------|---------|
| 対面教育活動事業          | 関東圏の中学校・高校において、主権者教育に関する出張授業、ワークショップを企画・実施する（年6回）。                       | 3月、5月、7月、9月、11月、2月の各月1回 | 関東圏の中学校・高校 | 25人   | 関東圏の中学生・高校生 | 1000人   | 420     |
|                   | 地方議員または国会議員との交流会・講演会を実施する（年4回）。  | 3月、6月、8月、10月の各月1回       | 関東圏の貸会議室   | 20人   | 交流会・講演会参加者  | 160人    | 500     |
|                   | 高等学校の「総合的な探究の時間」における教育実践を支援する。高校生1グループに対し、大学生1、2名を専任の学習支援員（メンター）として配置する。 | 6月から11月の間で10件           | 関東圏の中学校・高校 | 5人    | 関東圏の中学生・高校生 | 15人     | 50      |
| オンライン教育プラットフォーム事業 | 中学生・高校生を主な対象とした主権者教育アプリを企画・開発する。   | 年中                      | 東京都内の貸会議室  | 5人    | アプリ利用者      | 1000人   | 500     |

|                |  |                                  |                             |     |                            |        |    |
|----------------|--|----------------------------------|-----------------------------|-----|----------------------------|--------|----|
| 社会課題に関する情報発信事業 | 社会課題への関心と理解を高めるための情報発信活動を実施する。   | 年中                               | 法人のホームページ・SNS上              | 15人 | 法人のホームページ・SNSの閲覧者          | 10000人 | 80 |
|                | 政治の仕組みや選挙制度に関する偏見や誤解の解消に向けた啓発活動を実施する。  | 年中                               | 法人のホームページ・SNS上              | 5人  | 法人のホームページ・SNSの閲覧者          | 3000人  | 80 |
| 調査研究事業         | 生徒・学生・教師・教職員などを対象とした政治意識調査アンケートを実施し、調査結果を分析する。調査結果は法人のホームページ・SNS上に掲載し、フィードバックする。 | 3月、5月、7月、9月、11月、2月の各月1回<br>(年6回) | 関東圏の中学校・高校 / 法人のホームページ・SNS上 | 10人 | アンケート回答者、法人のホームページ・SNSの閲覧者 | 1500人  | 0  |

## 令和9年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 パルテラ

## 1 事業実施の方針

令和9年度は、主権者教育の深化と事業の拡大化を推進する。出張授業や探究学習支援の回数を倍増させ、教育現場への支援を強化する。教育アプリの管理・運営やSNSでの情報発信、意識調査に基づく分析を継続し、若者の社会参画を促進する。対面とデジタルの融合により、広範な受益者へエビデンスに基づいた実効性の高い活動を展開する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 【 2340 千円 】)

| 定款に記載された事業名       | 事業内容   | 日時                | 場所         | 従事者人数 | 受益対象者範囲     | 受益対象者人数 | 事業費(千円) |
|-------------------|--|-------------------|------------|-------|-------------|---------|---------|
| 対面教育活動事業          | 関東圏の中学校・高校において、主権者教育に関する出張授業、ワークショップを企画・実施する（年12回）。                      | 4月から3月までの各月1回     | 関東圏の中学校・高校 | 40人   | 関東圏の中学生・高校生 | 2000人   | 840     |
|                   | 地方議員または国会議員との交流会・講演会を実施する（年4回）。  | 5月、9月、12月、2月の各月1回 | 関東圏の貸会議室   | 30人   | 交流会・講演会参加者  | 200人    | 600     |
|                   | 高等学校の「総合的な探究の時間」における教育実践を支援する。高校生1グループに対し、大学生1、2名を専任の学習支援員（メンター）として配置する。 | 6月から11月の間で20件     | 関東圏の中学校・高校 | 15人   | 関東圏の中学生・高校生 | 20人     | 100     |
| オンライン教育プラットフォーム事業 | 中学生・高校生を主な対象とした主権者教育アプリを管理・運営する。   | 年中                | 東京都内の貸会議室  | 10人   | アプリ利用者      | 2000人   | 500     |

|                |  |               |                           |     |                            |        |     |
|----------------|--|---------------|---------------------------|-----|----------------------------|--------|-----|
| 社会課題に関する情報発信事業 | 社会課題への関心と理解を高めるための情報発信活動を実施する。   | 年中            | 法人のホームページ・SNS上            | 30人 | 法人のホームページ・SNSの閲覧者          | 20000人 | 150 |
|                | 政治の仕組みや選挙制度に関する偏見や誤解の解消に向けた啓発活動を実施する。  | 年中            | 法人のホームページ・SNS上            | 20人 | 法人のホームページ・SNSの閲覧者          | 6000人  | 150 |
| 調査研究事業         | 生徒・学生・教師・教職員などを対象とした政治意識調査アンケートを実施し、調査結果を分析する。調査結果は法人のホームページ・SNS上で掲載し、フィードバックする。 | 4月から3月までの各月1回 | 関東圏の中学校・高校/法人のホームページ・SNS上 | 20人 | アンケート回答者、法人のホームページ・SNSの閲覧者 | 2500人  | 0   |

## 令和8年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 パルテラ

(単位:円)

| 科                          | 目 | 金額        | 小計・合計            |
|----------------------------|---|-----------|------------------|
| <b>【A】 経常収益</b>            |   |           |                  |
| 1 受取会費                     |   |           | 140,000          |
| 正会員受取会費                    |   | 110,000   |                  |
| 賛助会員受取会費                   |   | 30,000    |                  |
| 2 受取寄附金                    |   |           | 1,000,000        |
| 受取寄附金                      |   | 1,000,000 |                  |
| 施設等受入評価益                   |   | 0         |                  |
| 3 受取助成金等                   |   |           | 1,000,000        |
| 受取補助金                      |   | 1,000,000 |                  |
| 4 事業収益                     |   |           | 300,000          |
| 対面教育活動事業収益                 |   | 300,000   |                  |
| オンライン教育プラットフォーム事業収益        |   | 0         |                  |
| 社会課題に関する情報発信事業収益           |   | 0         |                  |
| 調査研究事業収益                   |   | 0         |                  |
| 5 その他の収益                   |   |           | 0                |
| 受取利息                       |   | 0         |                  |
| <b>経常収益計</b>               |   |           | <b>2,440,000</b> |
| <b>【B】 経常費用</b>            |   |           |                  |
| 1 事業費                      |   |           |                  |
| (1) 人件費                    |   |           | 240,000          |
| 給料手当                       |   | 0         |                  |
| 役員報酬                       |   | 0         |                  |
| 退職給付費用                     |   | 0         |                  |
| 福利厚生費                      |   | 0         |                  |
| 講師謝礼                       |   | 240,000   |                  |
| (2) その他経費                  |   |           | 1,390,000        |
| 会議費                        |   | 289,500   |                  |
| 旅費交通費                      |   | 238,500   |                  |
| 施設等評価費用                    |   | 0         |                  |
| 減価償却費                      |   | 0         |                  |
| 印刷製本費                      |   | 192,000   |                  |
| 業務委託費(アプリ開発)               |   | 500,000   |                  |
| 広告宣伝費                      |   | 170,000   |                  |
| <b>事業費計</b>                |   |           | <b>1,630,000</b> |
| 2 管理費                      |   |           |                  |
| (1) 人件費                    |   |           | 0                |
| 役員報酬                       |   | 0         |                  |
| 給料手当                       |   | 0         |                  |
| 退職給付費用                     |   | 0         |                  |
| 福利厚生費                      |   | 0         |                  |
| (2) その他経費                  |   |           | 131,180          |
| 消耗品費                       |   | 10,000    |                  |
| 水道光熱費                      |   | 0         |                  |
| 通信運搬費                      |   | 20,000    |                  |
| 地代家賃                       |   | 57,980    |                  |
| 旅費交通費                      |   | 7,200     |                  |
| 減価償却費                      |   | 0         |                  |
| ホームページ管理費                  |   | 36,000    |                  |
| <b>管理費計</b>                |   |           | <b>131,180</b>   |
| <b>経常費用計</b>               |   |           | <b>1,761,180</b> |
| <b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>  |   |           | <b>678,820</b>   |
| <b>【C】 経常外収益</b>           |   |           |                  |
| 固定資産売却益                    |   | 0         |                  |
| 過年度損益修正益                   |   | 0         |                  |
| <b>経常外収益計</b>              |   |           | <b>0</b>         |
| <b>【D】 経常外費用</b>           |   |           |                  |
| 固定資産売却損                    |   | 0         |                  |
| 災害損失                       |   | 0         |                  |
| 過年度損益修正損                   |   | 0         |                  |
| <b>経常外費用計</b>              |   |           | <b>0</b>         |
| <b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b> |   |           | <b>0</b>         |
| <b>税引前当期正味財産増減額①+②・・・③</b> |   |           | <b>678,820</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税・・・④           |   |           | 70,000           |
| 設立時正味財産額・・・⑤               |   |           | 0                |
| <b>次期繰越正味財産額③-④+⑤</b>      |   |           | <b>608,820</b>   |

## 令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 パルテラ

(単位：円)

| 科                          | 目 | 金額        | 小計・合計            |
|----------------------------|---|-----------|------------------|
| <b>【A】 経常収益</b>            |   |           |                  |
| 1 受取会費                     |   |           | 240,000          |
| 正会員受取会費                    |   | 190,000   |                  |
| 賛助会員受取会費                   |   | 50,000    |                  |
| 2 受取寄附金                    |   |           | 1,500,000        |
| 受取寄附金                      |   | 1,500,000 |                  |
| 施設等受入評価益                   |   | 0         |                  |
| 3 受取助成金等                   |   |           | 1,500,000        |
| 受取補助金                      |   | 1,500,000 |                  |
| 4 事業収益                     |   |           | 600,000          |
| 対面教育活動事業収益                 |   | 600,000   |                  |
| オンライン教育プラットフォーム事業収益        |   | 0         |                  |
| 社会課題に関する情報発信事業収益           |   | 0         |                  |
| 調査研究事業収益                   |   | 0         |                  |
| 5 その他の収益                   |   |           | 0                |
| 受取利息                       |   | 0         |                  |
| <b>経常収益計</b>               |   |           | <b>3,840,000</b> |
| <b>【B】 経常費用</b>            |   |           |                  |
| 1 事業費                      |   |           |                  |
| (1) 人件費                    |   |           | 520,000          |
| 給料手当                       |   | 0         |                  |
| 役員報酬                       |   | 0         |                  |
| 退職給付費用                     |   | 0         |                  |
| 福利厚生費                      |   | 0         |                  |
| 講師謝礼                       |   | 520,000   |                  |
| (2) その他経費                  |   |           | 1,820,000        |
| 会議費                        |   | 289,600   |                  |
| 旅費交通費                      |   | 349,400   |                  |
| 施設等評価費用                    |   | 0         |                  |
| 減価償却費                      |   | 0         |                  |
| 印刷製本費                      |   | 345,000   |                  |
| 業務委託費（アブリ管理・運営費）           |   | 500,000   |                  |
| 広告宣伝費                      |   | 336,000   |                  |
| <b>事業費計</b>                |   |           | <b>2,340,000</b> |
| 2 管理費                      |   |           |                  |
| (1) 人件費                    |   |           | 0                |
| 役員報酬                       |   | 0         |                  |
| 給料手当                       |   | 0         |                  |
| 退職給付費用                     |   | 0         |                  |
| 福利厚生費                      |   | 0         |                  |
| (2) その他経費                  |   |           | 146,180          |
| 消耗品費                       |   | 20,000    |                  |
| 水道光熱費                      |   | 0         |                  |
| 通信運搬費                      |   | 30,000    |                  |
| 地代家賃                       |   | 52,980    |                  |
| 旅費交通費                      |   | 7,200     |                  |
| 減価償却費                      |   | 0         |                  |
| ホームページ管理費                  |   | 36,000    |                  |
| <b>管理費計</b>                |   |           | <b>146,180</b>   |
| <b>経常費用計</b>               |   |           | <b>2,486,180</b> |
| <b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>  |   |           | <b>1,353,820</b> |
| <b>【C】 経常外収益</b>           |   |           |                  |
| 固定資産売却益                    |   | 0         |                  |
| 過年度損益修正益                   |   | 0         |                  |
| <b>経常外収益計</b>              |   |           | <b>0</b>         |
| <b>【D】 経常外費用</b>           |   |           |                  |
| 固定資産売却損                    |   | 0         |                  |
| 災害損失                       |   | 0         |                  |
| 過年度損益修正損                   |   | 0         |                  |
| <b>経常外費用計</b>              |   |           | <b>0</b>         |
| <b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b> |   |           | <b>0</b>         |
| <b>税引前当期正味財産増減額①+②・・・③</b> |   |           | <b>1,353,820</b> |
| 法人税、住民税及び事業税・・・④           |   |           | 70,000           |
| 前期繰越正味財産額・・・⑤              |   |           | 608,820          |
| <b>次期繰越正味財産額③-④+⑤</b>      |   |           | <b>1,892,640</b> |